

赤れんがサマーフェス 2026

“HOKKAIDO キッチンカーニバル”出店者募集要項

1. 目的

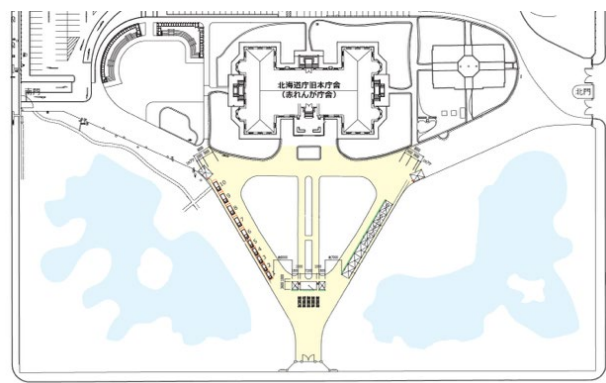
約6年の改修工事を経て、2025年7月25日のリニューアルオープンした赤れんが庁舎。北海道を代表する歴史的建造物の記念すべき1周年に、国内外から集まる観光客を、北海道各地の美味しいものでお迎えします。

2. 出店場所

赤れんがガーデン（赤れんが庁舎前庭）[札幌市中央区北3条西6丁目1番]



- JR札幌駅西通り南口から徒歩約8分
- 地下鉄南北線・東豊線さっぽろ駅10番出口から徒歩約4分
- 地下鉄南北線・東西線・東豊線大通駅2番出口から徒歩約9分



3. 出店期間

令和8年7月24日（金）、25日（土）、26日（日）

4. 営業時間

10:00～18:00

※準備（搬入）時間は9:00～10:00、片付け（搬出）は18:00～19:00までに完了してください。

5. 出店場所

北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）赤れんがガーデン

※出店場所に関しては、赤れんが未来機構にて決定します。

6. 出店者の条件について

- (1) 北海道とつながっていることが連想されるメニューがメインになっていること
- (2) 開催目的やイベントの趣旨に賛同できること
- (3) 食品衛生法に基づく営業許可を有していること
- (4) 食品衛生責任者、またはそれに代わる資格を有していること
- (5) 保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理）ができること
- (6) 食品賠償保険・生産物賠償責任保険などに加入していること
- (7) 出店期間において営業許可証の期限が有効であること
- (8) 赤れんが庁舎内店舗で販売している同様品を提供する場合は要相談
※ソフトクリーム、あんぱん、ラングドシャのサンド、鹿肉のハンバーグなど
- (9) 電気、調理用水及び排水タンク等の販売に必要なものを準備できること
- (10) 北海道暴力団の排除の推進に関する条例（北海道条例 平成22年12月17条例第57号）に定める暴力団、暴力団員、及びその関係者でないこと

7. 申込制限

次のいずれかの該当する法人または個人は、利用申込をすることができません。

- (1) 過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けたもの
- (2) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体またはそこに属するもの
- (3) 法律行為を行う能力を有しないもの
- (4) 会社更生法に基づき構成手続きを開始の申立てがなされているものなど、経営状態が著しく不健全であると認められるもの
- (5) 代表者が成年被後見人、被保佐人または破産者であるもの

8. 出店料について

1日あたり 4,400 円 (税込)

3日間通し出店の場合は 11,000 円 (税込)

※出店日に現金支払いとなります。お支払いの際に、領収書を発行いたします。

9. 募集事業者数

各日 15 事業者程度

※募集状況の確認はメールにてお問い合わせください。

10. 出店者の選定方法

【選定方法】

書類を提出いただいた方より先着順といたします。

※以下の場合については受付不可

- ・ 提出書類に不備がある
- ・ 「4. 出店者の条件について」の内容を満たしていない
- ・ 出店者としてふさわしくないと施設管理者が判断した場合

【選定後】

出店可否については、メール・電話にてご連絡させていただきます。

その後、施設管理者が出店を許可した事業者に出店許可証を発行し、当日のスケジュール、注意事項、搬入経路等を記載した書類をお送りさせていただきます。

なお、出店日に出店許可証を確認させていただきますので、ご持参ください。

11. 申請書の提出について

(1) 募集期間

令和8年6月4日(木)～令和8年6月19日(金)

(2) 申請方法

申込書類を持参、郵送、FAX、E-mail のいずれかの方法でご提出をお願いいたします。

電話・口頭でのお申込みは受け付けておりません。

【申込先】宛先：北海道赤れんが未来機構 広報・店舗管理グループ

住所：〒060-0003 札幌市中央区北3条西6丁目1番

FAX：011-898-2694

E-mail：pr@hokkaidoredbrick.onmicrosoft.com

※メールでの申請は、申請書類すべてを PDF 形式のファイルで送信してください。

(3) 提出書類

- ・ キッチンカー出店申込書 (様式 1)
- ・ 販売品目及び価格表 (様式 2)
- ・ 保健所から交付された営業許可証 (写し)

- ・ 食品衛生責任者資格を証する書類（写し）
- ・ 生産物賠償責任保険（PL 保険等）証券（写し）
- ・ 出店するキッチンカーの車検証（写し）
- ・ その他販売に必要な資格証明書（適宜）

12. 注意事項

（１）出店時間は厳守すること。なお、完売等により出店予定時間より早く閉店する場合の撤収については、施設管理者に申し出ること。また搬入・搬出時間について超過が見込まれる場合についても事前に施設管理者へ申し出ること。

（２）火気及び発電機等を使用する場合には、消火器（国家検定合格之証のマークがついている業務用消火器）を設備し火災予防に努めること。

（３）食品衛生法その他関係法令を遵守すること。

（４）申請時に登録した販売品目以外の販売はしないこと。なお、販売品目が変更になる場合は、出店日の１週間前までに様式 2「販売品目及び価格表」を施設管理者に再提出し、承認を得ること。

（５）出店の申請をしたキッチンカーを無断で変更しないこと。なお、キッチンカーが変更になる場合は 1 週間前までに施設管理者に必要な書類を提出し、承認を得ること。

（６）出店を取りやめる場合は、必ず施設管理者に申し出ること。また、自店が利用しているホームページやソーシャルメディア媒体等で告知すること。

（７）出店に係る権利は、第三者に委託又は譲渡しないこと。

（８）キッチンカーの搬入、搬出は出店者が行うこと。

（ア）移動させる場合は、来場者及び他車両等に注意し、安全運転に努めること。

（イ）移動等により舗装面、植栽等を破損させないように十分配慮すること。

（ウ）移動等により破損、汚損等を生じさせた場合には、速やかに施設管理者に申し出ること。

なお、原状回復の経費等については、出店者が負担すること。

（９）施設内の設備は利用できないため、電気、調理用水及び排水タンク等販売に必要なものは全て出店者が用意すること。

（１０）営業に使用する発電機等は、低公害、低雑音な機器とし、コード等に人が引っかからないよう養生する等の必要な安全措置を講じること。

（１１）販売中はキッチンカーのエンジンを停止すること。

（１２）調理で発生したゴミは自主回収とし、野外にごみ箱を設置した場合には、出店者の販売物以外が投棄されていても持ち帰り適正に処分すること。また、排水についても出店者が管理し適正に処分すること。

（１３）出店中にスピーカー等を利用して BGM や呼び込み等を流さないこと。

（１４）販売員には、施設利用者に不快な印象を与えることのないよう、常に良好なサービスを提供できる体制を整えること。

（１５）出店に際しての事故、苦情等については、出店者がその責任の一切を負うものとする。また、不測の事態等が生じた場合には、誠実かつ適切な対応をするとともに、その状況を施設管理者に報告すること。

（１６）撤収の際は、周辺を清掃するとともに原状回復をすること。特に、油を利用する際は、地面にシートなどの養生をし、しみを残さない対策を取ること。

（１７）この要項または公序良俗に反する行為及び出店を許可することが適切でないと判断した場合は、出店許可を取り消すことがある。なお、この場合において、出店者に損害が生じても施設管理者は補填及び賠償等の責任は一切負わない。

(18) この要項に記載のない事項であっても、施設管理者が必要な措置と認めた場合は、出店者はその指示に従うこと。

(19) 利用をキャンセルされる場合は、7月17日(金)17時までに電話にてご連絡ください。期日までにご連絡がなかった場合はキャンセル料として、5,500円(税込)をいただきます。※ご返金の際の振込手数料は利用者負担となります。※無断キャンセルが発生した場合は、今後の利用をご遠慮いただくことがございます。

(20) 利用に関する権利の他者への譲渡はできません。

(21) 利用審査にあたって、競合排除はいたしません。

(22) 利用にあたって敷地内の機材に損傷を及ぼした場合は指定する賠償金をお支払いいただきます。

(23) 暴力団関係者排除のため、選考には警察へ情報を提供し確認させていただく場合があります。確認後、利用に相応しくないと判断された方はご利用いただけません。

(24) 火気を使う場合は消防署への届け出が必要となります。別紙：キッチンカー出店許可申込書(様式1)に火気使用の有無をご記入の上、事前に届け出をご準備ください。

13. ご利用時の注意事項

(1) 敷地内は全て禁煙となっています。

(2) 法令が定める申請・届出や必要な資格者の設置は利用者の責任と負担で実施していただきます。

(3) 敷地内にはゴミ箱を設置しておりませんので、ゴミ箱をご用意いただき、空き容器等は利用者ご自身で回収ください。また、利用スペースは常に清潔に保っていただき、清掃や廃棄物処理は、利用者の責任と負担で実施していただきます。

(4) 調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置してください。

(5) 各店舗についてのお客様からのお問合せは対応いたしかねますので、お買い上げの方にはレシートやショップカード等、利用者の問合せ先がわかるものを必ずお渡しください。

(6) 提供物において、万が一健康被害などのトラブルが発生した場合のすべての対応は、利用者ご自身で行うものとします。持ち帰り方、召し上がり方等の注意喚起を行ってください。

(7) 煙や臭いが強いメニューは提供できません。

(8) 体調不良の場合はご利用をお控えください。

(9) ご利用中にスタッフが撮影を行う場合がございます。撮影した写真は、主に広報や記録に使用させていただきます。

14. 景観配慮へのお願い

赤れんがガーデンは、歴史的観光資源である北海道庁赤れんが庁舎の一部です。赤れんが庁舎の眺望や周辺環境に配慮し、以下の項目にご協力ください。

(1) 赤れんが庁舎の眺望を保つため、特大サイズののぼりの使用は固くお断り申し上げます。

(2) 近隣のオフィス・店舗や運転者の注意を引くことがないように、点滅看板の設置や過度な装飾、大声・マイクを使用した呼び込み、音響装置の使用はご遠慮ください。

■問い合わせ先

北海道赤れんが未来機構 広報・店舗管理グループ(小川・齋藤)

〒060-0003 札幌市中央区北3条西6丁目1番(赤れんが庁舎内)

TEL: 011-206-8390 FAX: 011-206-8589

E-mail: pr@hokkaidoredbrick.onmicrosoft.com